

自家消費型太陽光発電設備 の導入費用を補助します

家庭（住宅）向け

中小企業者等（事業所）向け

補助 対象

市内の一戸建ての住宅または
その敷地内

市内の中小企業者等の事業所、
またはその敷地内

※マンションやアパート等の賃貸住宅、店舗等との併用住宅を含みます。

補助 対象者

自ら居住する新築・既存住宅
に、自家消費型の太陽光発電
設備を導入する個人

※上記住宅にPPA・リースにより
設置する事業者も対象です。

自らが事業を営む事業所に自家消費型
の太陽光発電設備を設置する中小企業
者等

※社会福祉法人、学校法人、医療法人、マン
ション管理組合、個人事業主を含みます。

※上記事業所にPPA・リースにより設置する
事業者も対象です。

補助 対象 機器

自家消費型の太陽光発電設備

- ・合計出力が10kW未満
- ・発電量の30%以上を自家消費
すること
- ・中古設備ではないこと
- ・FIT、FIPの認定を受けないこと

自家消費型の太陽光発電設備

- ・合計出力が1kW以上
- ・発電量の50%以上を自家消費すること
- ・中古設備ではないこと
- ・FIT、FIPの認定を受けないこと

補助額

補助金最大35万円

※1kW当たり7万円
(5kW分まで)

補助金最大500万円

※1kW当たり5万円
(100kW分まで)

【申請受付期間（住宅・事業所共通）】

令和8年7月1日(水)～令和8年12月25日(金)

※予算額に達し次第受付を終了します。【先着順】

【お問合せ】新居浜市役所 環境政策課

電話:0897-65-1512 (8時30分～17時15分、土日祝除く)

詳しくは新居浜市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/hozen/>

新居浜市HP



【住宅】



【事業所】



補助申請に当たっての留意事項

- ・事業着手（施工事業者との契約締結）より前に、新居浜市へ補助金申請が必要です。
 - ・市の交付決定より前に契約・工事着工したものは、補助金の対象外となります。
 - ・令和9年1月29日（金）までに、設備の設置、支払を完了し、実績報告を提出いただく必要があります（以下「申請手続の流れ」をご参照ください。）。
 - ・対象設備について、国、地方公共団体等から補助金等を受けている（受ける予定がある）場合は申請ができません（同一の補助対象設備でなければ併用可能な場合もありますので、随時ご相談ください。）。
 - ・固定価格買取制度（FIT）の認定、FIP（Feed in Premium）制度の認定は取得できません。
 - ・太陽光発電設備で発電した電力について、**規定割合（住宅30%、事業所50%）以上を自家消費**する必要があります。「年間電力自家消費量見込み ÷ 年間発電量見込み = 規定割合以上」
- ※自家消費状況を確認するため、後日、自家消費に関する報告書を提出していただきます。
 ※年間電力自家消費量見込み、年間発電量見込みの数値については、施工業者等にお問合せいただくなどにより算出してください。
- ・その他、申請に当たっては、新居浜市ホームページに掲載している「新居浜市個人（事業者）向け太陽光発電設備導入補助事業補助金交付要綱」、「個人（事業者）向け太陽光発電設備導入補助事業補助金の手引き」の確認をお願いします。
 - ・本事業は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用した事業であるため、同交付金の要綱等に従い、法定耐用年数を経過するまでの間、事業を実施する必要があります。

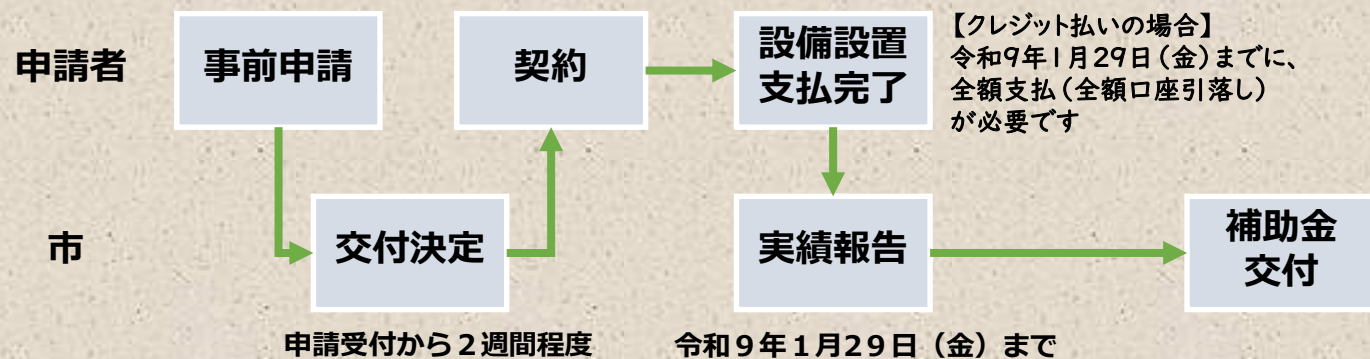
環境省HP



申請時提出書類 受付開始直後は通常より時間を要します。また、書類がそろって受付となります。

- ・交付申請書、事業計画書、誓約書兼確認書など（市HPからダウンロード）
- ・補助対象設備及びその内訳が記載された見積書等の写し
- ・補助対象設備を設置する住宅（事業所）の位置図
- ・太陽電池モジュールの設置箇所を示すカラー写真
- ・補助対象設備のメーカー名、型式、出力等が確認できる書類 など

申請手続の流れ



申請受付方法

環境政策課（新居浜市役所2階）窓口または郵送にて提出
 窓口受付時間：8時30分～17時15分（土日祝除く）